

多久市地域防災計画書について

◆ 日本における防災体制 ◆



- 災害対策基本法により、内閣府に中央防災会議が設置されており、都道府県・市町村にもそれぞれ地方防災会議が設置されています。
- これらの会議には、防災に関する計画を作成することが義務付けられており、市町村地域防災計画では、おおむね次に掲げる事項について定めることとされています。

- ① 市町村の地域に係る防災に関し、市町村及び市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ③ 市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

多久市地域防災計画書について

◆ 計画の概要 ◆



【基本理念】

- 1 災害予防段階における基本理念 ⇒ 周到かつ十分な災害予防
- 2 災害応急段階における基本理念 ⇒ 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 3 災害復旧・復興段階における基本理念 ⇒ 適切かつ速やかな災害復旧・復興

計画の骨子

第1編 総則

- ◆ 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
- ◆ 多久市の概要

第2編 風水害対策

第3編 地震対策

第4編 原子力災害対策

- ◆ 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策、複合災害対策

多久市水防災計画書について

◆ 水 防 法 ◆



【目的】

- ・ 洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

【市町村の責務】

- ・ 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

【水防計画】

- ・ 水防管理者（市長）は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- ・ 水防管理者（市長）は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村は市町村防災会議に諮らなければならない。
- ・ 水防管理者（市長）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

多久市水防計画書（案）について

◆ 計画の概要 ◆



【目的】

水防法に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体である多久市が、

- ① 市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定
- ② 市の地域に係る河川又は湖沼の洪水を警戒・防御し被害を軽減
- ③ ①、②により公共の安全を保持する

計画の骨子

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織について
- 第3章 水防配備体制及び対策について
- 第4章 重要水防箇所及び水防警報について
- 第5章 協力及び応援について
- 第6章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について
- 第7章 水防協力団体について
- 第8章 災害救助対策について

多久市地域防災計画書について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(1) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 避難所におけるこども・若者の居場所の確保

- ・「指定避難所におけるこども・若者の居場所の確保への配慮

(第2編/P128,第3編/P106)

(2) 関連する法令の改正を踏まえた改正

① 被災者支援の充実

- ・「在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供」

(第2編/P112,第3編/P95)

- ・NPO、災害ボランティアとの平時からの連携、研修・訓練の推進

(第2編/P61,第3編/P66)

- ・地方公共団体による物資の備蓄状況公表

(第2編/P50,第3編/P54)

多久市地域防災計画書について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

① 被災者支援の充実

- ・ 避難生活における生活環境確保に取り組みの充実化

(第2編/ P40~41, P127, 第3編/ P46)

- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握充実化 (第2編/ P48, 第3編/ P52)

② 防災DXの加速

- ・ 各種防災システムを活用した被災状況の迅速な共有

(第2編/ P50,82 第3編/ P54,82)

多久市地域防災計画書について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(4) 新しい気象情報の運用開始に伴う改正

- ① 風水害に係る警報等の種類（「レベル」の付記）
- ② 「危険警報」の発表（「警戒レベル4相当」）
- ③ 「気象防災速報」、
「気象解説情報」の発表

(第2編/ P74~76)

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

多久市地域防災計画書について

◆ 主な改正概要 ◆



2 市の取組による改正関係

(1) 公立佐賀中央病院開院、及び市の組織変更に伴う改正

- 多久市立病院の閉院、及び財産活用課の設置に伴い、医療班を廃止するとともに、組織表、配備要員、非常連絡員等を見直し

(第2編/P 68~71,第3編/P 72)

- 市における災害拠点病院の変更

(多久市立病院⇒公立佐賀中央病院)

(第2編/P 37,110,第3編/P 94)

(2) 受援計画等の策定

- 他の機関から円滑に応援を受けるために受援・応援計画を策定
- 応援職員が円滑に活動できるよう資機材等の整備の実施

(第2編/P102~103,第3編/P41~41)